

社会福祉法人 回生会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人回生会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)常勤役員とは、役員のうち、専務理事をいう。
- (3)非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4)評議員とは、定款第7条に基づき置かれる者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第9条で定める費用を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間970万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 この法人の理事長及び専務理事の報酬月額は、別表1に定める上限額(月額)の範囲内で役員報酬を支給する。
- 4 理事長の賞与については、別表2に定める額の範囲内で支給する。
- 5 役員及び評議員、その他の者に対しては、別表3に定める費用弁償を支給する。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって別途負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月 25 日に支払うものとする。なお支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の費用弁償等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から改定・施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定・施行する。

別表1（常勤の理事の報酬）

職名	報酬月額	備考
理事長	500,000円	
専務理事	200,000円	

別表2（理事長の賞与）

夏季賞与（7月）	報酬月額×1ヶ月分
冬季賞与（12月）	報酬月額×1.5ヶ月分

別表3（非常勤の役員等の報酬）

職名	費用弁償の額	備考
理事	5,000円	会議出席 1日分日当
評議員	5,000円	会議出席 1日分日当
その他の者	5,000円	会議出席 1日分日当
監事	20,000円	会計監査（専門職） 1日分日当
	5,000円	会計監査（一般） 1日分日当
	5,000円	業務監査 1日分日当

注）上記、理事の中には、理事長及び専務理事並びに施設長は含めないものとする。

令和3年3月30日

社会福祉法人 回生会 令和3年4月 報酬額の概算

※上記支給額は、総支給額。

現 行		
氏名	報酬名	支給額
堤 悦朗	専務報酬	200,000 円/月
	嘱託医報酬	100,000 円/月
	計	300,000 円/月
岩下 裕一	嘱託医報酬	100,000 円/月
堤 研	理事長報酬	500,000 円/月

年間報酬概算額

氏名	月報酬額	年額	賞与額	小計
堤 研	500,000 円	6,000,000 円	1,250,000 円	7,250,000 円
堤 悦朗	200,000 円	2,400,000 円		2,400,000 円
他理事	会議出席報酬	200,000 円		200,000 円
合計		8,600,000 円	1,250,000 円	9,850,000 円